

明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱」(以下「バンク制度要綱」という。)第5条に規定する空き家等登録者(以下「空き家等登録者」という。)が、バンク制度要綱第9条に規定する利用登録者と売買又は貸借の交渉等を円滑に進めるため、空き家等にある動産を整理した場合に、その経費の一部を補助するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等とは、バンク制度要綱第6条に規定する登録物件をいう。
- (2) 空き家バンクとは、バンク制度要綱第2条第4号に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金(以下「動産整理補助金」という。)の申請者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家等登録者であること。
- (2) 村税のほか、国民健康保険料、介護保険料、水道料金及び下水道使用料などの公共料金等を滞納していない者であること。

(動産整理補助金の額)

第4条 前条に定める申請者に対する動産整理補助金の額は、実際に要した経費の2分の1以下で、20万円を上限とする範囲で村長が決定する。

2 動産整理補助金の交付は、空き家等1件に対し、原則として1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助対象者による申請は、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金誓約書(様式第2号)
- (2) 申請日の属する年度の前年度分の村税等に滞納がないことを証する書類
- (3) 動産整理の見積書
- (4) 整理前の現場写真

(補助金の交付決定)

第6条 村長は前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、動産整理補助金の交付の可否及び金額を決定し、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付決定(変更)通知書(様式第3号)または明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金不交付(中止・廃止)決定通知書

(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項の動産整理補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(内容変更の届け出)

第7条 前条に規定する明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付(変更)決定通知書により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が第5条第1項の規定による申請の内容の変更をするときは、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付申請書変更届出書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、その補助事業について中止又は廃止する場合は、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金中止申請書(様式第6号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 村長は、前2項の変更等申請内容を審査した結果、すでに決定した助成金の額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 交付決定者は、動産整理補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、動産整理補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 空き家等の登録を行った日から3年を経過することなく、その登録を抹消したとき。ただし、空き家バンクを通じて、契約等が成立した場合はこの限りではない。
- (3) 交付決定の内容またはこの要綱に違反したとき。

(工事実績報告書の提出)

第10条 交付決定者は補助金に係る整理が完了したときは、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに村長に報告しなければならない。

- (1) 整理に要した経費の内訳が確認できる書類(請求書等)及び領収書の写し
- (2) 整理後の現場写真

(補助金交付額の確定)

第11条 村長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、動産整理補助金の額を確定し、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 交付決定者は前条の明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金確定通知

書を受けたときは、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付請求書（様式第9号）により動産整理補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第13 村長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに動産整理補助金を交付するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。